

「しあわせ定期 100」に係る特約

多摩信用金庫

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は「しあわせ定期 100」に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ① 定期預金規定集「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」

2. (自動継続)

- (1) 証書もしくは通帳記載または総合口座の定期預金担保明細欄記載の満期日が 1 日から 9 日までの場合は、満期日の 5 ヶ月前の応答日の属する月の初日から満期日の前々月末日までの間、満期日が 10 日から末日の場合は、満期日の 4 ヶ月前の応答日（応答日がない場合は末日。）の属する月の初日から満期日前月末日までの間に厚生年金、国民年金、共済年金等の公的年金または当金庫にて定める一部の厚生年金基金、国民年金基金等を当金庫で受け取った場合（以下「継続条件」という。）、前回と同一期間のしあわせ定期 100 に自動的に継続します。なお、継続条件を満たしていない場合は、前回と同一期間のスーパー定期として継続します。スーパー定期として継続以降、継続条件を満たした場合でも「しあわせ定期 100」として継続できません。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日に前項の継続条件を全て満たした場合は、当金庫所定の「しあわせ定期 100」の上乗せ金利を適用します。ただし、継続条件を満たしていない場合は、継続日における前回と同一期間のスーパー定期の金利とします。

以上

(2020 年 5 月 10 日現在)